

台東区障害者地域生活支援事業実施要綱

平成18年10月1日
18台保障第920号
一部改正令和6年4月1日

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 相談支援事業（第3条—第6条）
- 第3章 意思疎通支援事業
 - 第1節 手話通訳者派遣事業（第7条—第20条）
 - 第2節 要約筆記者派遣事業（第20条の2—第20条の8）
- 第4章 日常生活用具給付等事業
 - 第1節 障害者（児）日常生活用具給付等事業（第21条—第27条）
 - 第2節 点字図書給付事業（第28条—第33条）
 - 第3節 視覚障害者用ワードプロセッサ共同利用事業（第34条—第38条）
 - 第4節 障害者紙おむつ給付事業（第38の2—第38の11）
- 第5章 移動支援事業（第39条—第50条）
- 第6章 地域活動支援センター事業
 - 第1節 心身障害者地域活動支援センター事業（第51条—第58条）
 - 第2節 精神障害者地域生活支援センター事業（第59条—第64条）
- 第7章 訪問入浴サービス事業（第65条—第74条）
- 第8章 障害者安心生活支援事業（第75条—第76条）
 - 第1節 緊急時相談支援事業（第77条—第77条の4）
- 第2章 緊急時ステイ事業（第78条—第78条の7）
- 第3章 地域生活体験事業（第79条—第81条）
- 第9章 日中一時支援事業（第82条—第95条）
- 第10章 社会参加促進事業（第96条—第99条）
- 第11章 自動車運転教習費・改造費助成事業
 - 第1節 自動車改造費助成事業（第108条—第116条）
 - 第2節 自動車運転教習費助成事業（第117条—第125条）
- 第12章 重度障害者等就労支援事業（第126条—第142条）
- 第13章 雑則（第143条—第146条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず区民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に規定する地域生活支援事業の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（事業内容）

第2条 台東区長（以下「区長」という。）は、主務大臣が定める地域生活支援事業実施要綱（平

成18年8月1日付障発第0801002号)に基づき、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 相談支援事業
- (2) 意思疎通支援事業
- (3) 日常生活用具給付等事業
- (4) 移動支援事業
- (5) 地域活動支援センター事業
- (6) 訪問入浴サービス事業
- (7) 障害者安心生活支援事業
- (8) 日中一時支援事業
- (9) 社会参加促進事業
- (10) 自動車運転免許取得・改造費助成事業
- (11) 重度障害者等就労支援事業

2 区長は、前項に掲げる事業の全部若しくは一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人等に委託又は補助することで実施することができるものとする。

(略)

第5章 移動支援事業

(事業の実施)

第39条 区長は、屋外での移動が困難な障害者等に対し、円滑に外出することができるよう障害者等の移動を支援する移動支援事業を実施する。

(対象者)

第40条 移動支援事業の対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす台東区内に住所を有する障害者(児)又は法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者で、就学児以上の者とする。ただし、法に定める重度訪問介護、行動援護、同行援護又は重度障害者等包括支援の支給決定を受けた者を除く。

- (1) 身体障害者手帳を所持する全身性障害者(児)で、外出時における移動に支援が必要なもの
- (2) 知的障害者(児)で外出時における移動に支援が必要なもの
- (3) 精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者で外出時における移動に支援が必要なもの
- (4) グループホーム入居者等で、法による通院等介助が支給されない者で、通院に際し支援が必要なもの
- (5) 身体障害者手帳を所持する視覚障害者(児)で、外出時における移動に支援が必要な者であって、法に定める同行援護の支給決定を受けることができないもの
- (6) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である者であって、外出時における移動に支援が必要なもの
- (7) 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する障害児で、保護者又は家族の病気、出産、就労等により外出(次条第1項第3号に規定する外出に限る。)時における移動に支援が必要な者

2 前項に規定するもののほか、自立を支援するために移動支援が必要と区長が特に認めるもの。
(移動支援の内容)

第41条 移動支援は、次に掲げる外出とする。

- (1) 社会生活上必要不可欠な外出
- (2) 余暇活動等社会参加のための外出
- (3) 区内の小学校及び中学校若しくは都内の特別支援学校及び都内高等学校への通学(送迎バスを利用する場合は自宅からバス停までの往復)又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業等を利用するための外出
- (4) 就労継続支援B型事業所への通所するための外出。ただし、作業能力を有し、かつ、単身での通所が困難である者が通所する場合に限る。
- (5) その他区長が特に必要と認める外出

2 前項第3号に規定する外出の範囲は、原則として、自宅から学校までの往復、学校から放課後児童健全育成事業等の実施施設までの移動又は放課後児童健全育成事業等の実施施設から自宅までの移動とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる外出については、対象外とする。

- (1) 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出
- (2) 政治活動又は宗教活動に係る外出
- (3) 通年かつ長期にわたる外出(学校(第1項第3号に規定する学校を除く)・保育所・通所施設(第1項第4号に規定する事業所を除く)・作業所等への送迎、宿泊を伴う外出)
- (4) 医療機関及び施設に入院中又は入所中の者の外出
- (5) 医療機関への入院及び通院(前条第1項第4号に該当する者は除く)並びに退院に係る外出
- (6) 公序良俗に反する目的の外出など社会通念上適当でない外出

(サービスを提供できる者)

第42条 移動支援のサービスを提供できる事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)の居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護の指定を受けた指定事業者及び基準該当事業者とする。

2 サービスを提供できるヘルパーの要件は、次に掲げるとおりとし、障害別の要件については別表3のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護等の提供に当たる者として主務大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号)に規定する要件を満たしている者のうち、別表3に掲げる資格を持つ者
- (2) 台東区等が実施する「ガイドヘルパー研修」を修了した者

(協定)

第42条の2 区長は、移動支援事業を実施するため、前条第1項に規定する事業者と移動支援の提供に関する協定を締結するものとする。

2 区長は、前項の協定を締結した事業者(以下「移動支援事業者」という。)が前条第1項の指定を取り消された場合は、その取消日をもって、前項の協定を解除する。

(費用)

第43条 移動支援に要する費用の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)に規定する通院等介助に準じた額とする。

2 別表7-2に掲げるサービスにあつては、同表に掲げる区分ごとに加算額の欄に掲げる額を前項の費用に加算する。

(費用負担)

第44条 移動支援を利用する者は、移動支援に要する費用の額(前条第2項に掲げる費用を除く。)の10%に相当する額を負担するものとする。ただし、生活保護世帯又は区民税非課税世

帯に属する者は無料とする。なお、利用者負担は、移動支援事業者からの請求により移動支援事業者へ直接納付するものとする。

(利用者負担上限月額)

第45条 前条の規定にかかわらず、支給決定を受けた者(以下この章において「支給決定者」という。)のうち、前条本文の規定により費用を負担する者の負担上限月額は37,200円とする。

(申請等)

第46条 移動支援の支給を受けようとする者は、地域生活支援事業支給申請書(移動支援事業・日中一時支援事業)(別記第19号様式)により区長に申請するものとする。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、第40条及び第41条に定める要件に該当するか否かを調査し、移動支援を支給することを決定したときは、地域生活支援事業支給決定通知書兼利用者負担決定通知書(別記第20号様式)及び地域生活支援事業受給者証(別記第21号様式)により当該に係る障害者又は障害児の保護者に通知するものとする。

3 区長は、第1項の申請を却下したときは、地域生活支援事業却下決定通知書(別記第22号様式)により当該申請に係る障害者又は障害児の保護者に通知するものとする。

(支給変更申請等)

第47条 移動支援の支給の変更を受けようとする者は、地域生活支援事業支給変更申請書(移動支援事業・日中一時支援事業)(別記第23号様式)により区長に申請するものとする。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、第40条及び第41条に定める要件に該当するか否かを調査し、移動支援の支給を変更することを決定したときは、地域生活支援事業支給変更決定通知書(別記第24号様式)により当該申請に係る障害者又は障害児の保護者に通知するものとする。

(支払方法等)

第48条 支給決定者が、移動支援の提供を受けたときは、区長は、移動支援に要する費用の額から利用者負担を除いた額を移動支援事業者に支払うものとする。ただし、区長が必要と認める場合は、対象者に直接支払うことができる。

(費用の請求)

第49条 移動支援事業者は、移動支援を提供した翌月の10日までに、移動支援・日中一時支援請求書(別記第26号様式)に受給者番号、請求コード、単位、算定回数、当月算定単位、総費用額、利用者負担額、請求額、その他区長が必要とする事項を記載した明細書及び移動支援実績記録票(別記第27号様式)を添付して、区長に請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは速やかに移動支援事業者に支払うものとする。

(不正利得の返還)

第50条 偽りその他不正な行為によって、移動支援の提供及びその費用の助成を受けた者があるときは、区長はその者から、移動支援の提供及びその費用の助成額に相当する金額の全部又は一部を返還させるものとする。

(略)

第9章 日中一時支援事業

(事業の実施)

第82条 区長は、障害者等を一時的に預かることにより、障害者等に日中活動の場を提供し、見守り及び社会参加に適應するための日常的な訓練等を行う日中一時支援事業(以下この章において「日中一時」という。)を実施する。

(対象者)

第83条 この事業の対象者は、区内に居住する障害者等であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発見第156号)に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(事業の内容)

第84条 この事業の内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般型 日中介護をする者がいない障害者等を一時的に受け入れ、活動の場を提供し、見守り等の支援を行う。
- (2) 放課後支援型 高校生の障害者等で、両親の就労等により放課後又は学校休業日に介護する者がいないものに活動の場を提供し、見守り等の支援を行う。
- (3) 医療的ケア支援型 高校生以上の障害者等で、日中介護をする者がいない医療的ケア(たんの吸引又は経管栄養に限る。)が必要なものを一時的に受け入れ、見守りを中心とした支援を行う。

(提供事業者)

第84条の2 日中一時を提供できる事業者(以下この章において「事業者」という。)は、法第29条第1項の規定に基づく短期入所に係る指定障害福祉サービス事業者又は基準該当障害福祉サービス事業者の指定を受けた事業者でなければならない。

- 2 区長は、日中一時を実施するため、事業者と日中一時の提供に関する協定を締結するものとする。
- 3 区長は、前項の協定を締結した事業者が第1項の指定を取り消された場合は、その取消日をもって、前項の協定を解除する。

(支給の申請)

第85条 日中一時の支給を受けようとする者は、地域生活支援事業支給申請書(移動支援事業・地域活動支援センター・日中一時支援事業)を区長に提出するものとする。

(支給決定等)

第86条 区長は前条の規定による申請があつたときは、速やかに内容を審査し、日中一時を支給することを決定したときは地域生活支援事業支給決定通知書兼利用者負担決定通知書及び地域生活支援事業受給者証により、申請を却下したときは地域生活支援事業却下決定通知書により、当該申請に係る障害者又は障害児の保護者に通知するものとする。

(支給決定の有効期間及び更新申請)

第87条 前条の決定の有効期間は、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と1年の範囲内で月を単位として区長が定める期間を合算した期間とする。ただし、支給決定を行った日が月の初日である場合は、1年の範囲内で月を単位として区長が定める期間とする。

- 2 支給決定を受けた者(以下この章において「支給決定者」という。)が支給期間満了後も引き続き支給を受けようとするときは、支給決定の有効期間内に第85条に規定する申請を行わなければならない。

(利用の方法)

第88条 支給決定者が日中一時を利用しようとするときは、地域生活支援事業受給者証を提示し、事業者に直接依頼するものとする。

(支給量)

第89条 日中一時の支給量は、次に掲げるとおりとする。ただし、介護者の疾病など、区長が

必要と認めるときはその状況等を個別に勘案し、支給量を変更することができる。

- (1)第84条第1項第1号及び3号に該当する者 1月あたり7回
- (2)第84条第1項第2号に該当する者 必要回数ただし、当月の日数内
(支給変更申請等)

第89条の2 前条ただし書の規定により日中一時の支給の変更を受けようとする者は、地域生活支援事業支給変更申請書(移動支援事業・日中一時支援事業)により区長に申請するものとする。

2 区長は、前条ただし書の規定により支給を変更することを決定したときは、地域生活支援事業支給変更決定通知書により当該申請に係る障害者又は障害児の保護者に通知するものとする。
(費用及び費用負担)

第90条 日中一時に要する費用の額は、別表11に定める額とする。
(費用負担)

第91条 日中一時を利用する者は、別表11に規定する利用者負担額及び食料等の費用を負担するものとする。ただし、生活保護世帯又は区民税非課税世帯に属する者の利用者負担は無料とする。

2 日中一時支援を利用した者は利用者負担額について、日中一時支援事業者からの請求により日中一時支援事業者に直接納付するものとする。

第92条 削除
(支払方法等)

第93条 支給決定者が、日中一時を利用したときは、区長は、日中一時に要する費用の額から利用者負担額を除いた額を日中一時支援事業者に支払うものとする。ただし、区長が必要と認める場合は、当該支給決定者に直接支払うことができる。
(費用の請求)

第94条 前条本文に規定する場合において、日中一時支援事業者は、日中一時を提供した翌月の10日までに、移動支援・日中一時支援請求書(別記第26号様式)に、受給者番号、受給者氏名、事業名、契約日数、利用者負担の有無、利用者負担上限額、上限管理事業所名、サービス提供年月日、サービス提供時間、算定時間数その他区長が必要とする事項を記載し、利用者の確認をとった書類の写し及び受給者番号、受給者氏名、事業所名、サービス提供年月、受給者ごとの総費用額、利用者負担額及び区への請求額を記載した書類を添付して、区長に請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは速やかに日中一時支援事業者に支払うものとする。

3 削除
(不正利得の返還)

第95条 偽りその他不正な行為によって、日中一時の提供及びその費用の助成を受けた者があるときは、区長はその者から、日中一時の提供及びその費用の助成額に相当する金額の全部または一部を返還させるものとする。

(略)

第13章 雑 則

(変更の届出)

第143条 第46条第2項、第69条第1項、第86条又は第137条第2項の決定を受けた利用者及びその家族等は、事業の実施に関する指示に従うとともに、次の各号のいずれかに該当するときは、地域生活支援事業届出内容変更・利用辞退届(別記第64号様式)により、区

長に届け出なければならない。

- (1) 事業の利用を辞退するとき。
- (2) 住所又は氏名を変更したとき。
- (3) 転出又は死亡したとき。
- (4) 入院又は入所したとき。
- (5) 地域生活支援事業を利用する者（以下この章において「利用者」という。）の心身状況に大きな変化があったとき。
- (6) その他事業を受けることが困難となったとき。

(決定の取消し)

第144条 区長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第46条第2項、第69条第1項、第86条又は第137条第2項の規定による利用決定を取り消すことができる。

- (1) 第40条、第54条、~~第66条~~、第83条又は第128条に規定する対象でなくなったとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けたとき。
- (3) その他区長が利用を不相当と認めたとき。

2 区長は、前項の規定による取消しを行うときは、地域生活支援事業支給決定取消通知書（別記第65号様式）により利用者又はその家族等に通知するものとする。

(費用負担の減免)

第145条 区長は、災害その他特別な事情があると認めたときは、第2条第1項各号に掲げる事業のうち費用負担の生じる事業についてその費用負担を減額し、又は免除することができるものとする。

2 前項の規定による費用負担額の減免を受けようとする者は、地域生活支援事業費用負担減免申請書（別記第66号様式）を区長に提出するものとする。

3 区長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、減額又は免除の可否を決定し、地域生活支援事業費用負担減免決定（却下）通知書（別記第67号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(補 則)

第146条 この要綱に定めるもののほか、地域生活支援事業の実施に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

2 平成18年10月から平成19年3月分までの旧要綱第25条第1項のストマ用装具の給付にかかる費用負担については、東京都台東区身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（平成18年9月29日台東区規則第66号）による改正前の東京都台東区身体障害者福祉法施行細則（昭和40年3月台東区規則第8号）第12条第1項の規定を適用する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、同日以後に利用する地域生活支援事業について適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月15日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年2月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年7月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成23年10月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成24年7月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成27年7月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成28年1月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成31年1月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月15日より施行する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日より施行する。

付 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の台東区障害者地域生活支援事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づき、現に福祉電話の貸与の決定を受けている者については、旧要綱第22条の3、第25条及び第26条の3から第26条の6までの規定並びに別表1の43の項の規定並びに第10号様式から第10号の3様式まで及び第10号の5様式は、この要綱の施行

後も、なおその効力を有する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、令和4年1月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に改正前の台東区障害者地域生活支援事業実施要綱別表1の規定に基づいて情報支援機器（ソフト）の給付決定を受けた者に係る当該情報支援機器（ソフト）の耐用年数については、改正後の台東区障害者地域生活支援事業実施要綱別表1の規定を適用する。

付 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の台東区障害者地域生活支援事業実施要綱第5章第2節の規定は、令和5年9月分までの通学支援事業については、なおその効力を有する。

付 則

この要綱は、令和5年10月10日から施行し、同年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

(略)

別表3 (第42条関係)

移動支援に従事できるヘルパーの資格(サービス別)

資格・研修体系		視覚障害者 移動介護	全身性障害 者移動介護	知的障害者 移動介護	精神障害者 移動介護	難病患者等 対象者移動 介護
介護福祉士		○	○	○	○	○
介護職員初任者研修修了者		○	○	○	○	○
居宅介護従事者養成研修修了者	1級	○	○	○	○	○
	2級	○	○	○	○	○
	3級	○	○	○	○	○
居宅介護職員初任者研修修了者		○	○	○	○	○
障害者居宅介護従業者基礎研修修了者		○	○	○	○	○
18年9月以前に修了した もの又はみなし証 明書取得者	視覚障害者移動介護従事者養成研修修了者	○	×	×	×	×
	知的障害者移動介護従事者養成研修修了者	×	×	○	×	×
	日常生活支援従事者養成研修修了者	×	○	×	×	○
	全身性障害者移動介護従事者養成研修修了者	×	○	×	×	○
行動援護従事者養成研修修了者		×	×	○	○	×
重度訪問介護従事者養成研修修了者		×	○	×	×	○
同行援護従事者養成研修修了者		○	×	×	×	×
18年10月以降に 台東区等が実施し ている研修	視覚障害者移動介護従事者研修修了者	○	×	×	×	×
	知的障害者移動介護従事者研修修了者	×	×	○	×	×

(略)

別表7-2 (第43条関係)

サービス内容		時間	加算額
種別			
身体介護なし	深夜	0.5	300円
身体介護なし	深夜以外	0.5	400円

別表8 (第50条の8関係) 削除

別表8-2 (第50条の8関係) 削除

(略)

別表11 (第90条関係)

一般型

利用時間	支給額	利用者負担額
4時間以内	1,670円	160円
4時間を越えて8時間以内	3,340円	330円
8時間を越えて12時間以内	5,010円	500円
12時間を越える利用	6,680円	660円

放課後支援型、医療的ケア支援型及び放課後支援型、医療的ケア支援型を併設する一般型

利用時間	支給額	利用者負担額
4時間以内	4,590円	450円
4時間を越えて8時間以内	9,160円	900円
医療的ケア加算	4,590円	0円
送迎加算	1,600円/回	0円

ただし、区民税非課税世帯及び生活保護世帯に属する者の利用者負担については無料とする。

別表12（第134条関係）

費用の種類	単位数	単価
重度訪問介護に相当する就労支援費	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）別表に規定する介護給付費等単位数表第2の1のイに規定する重度訪問介護サービス費の単位	厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）に定める一単位の単価
同行援護に相当する就労支援費	報酬告示別表に規定する介護給付費等単位数表第3の1に規定する同行援護サービス費の単位	
行動援護に相当する就労支援費	報酬告示別表に規定する介護給付費等単位数表第4の1に規定する行動援護サービス費の単位	
支援計画書作成支援費	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）別表1のイ（5）に規定するサービス利用支援費（I）の単位	